

<b>【表紙】</b>	
<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2023年9月14日
<b>【発行者名】</b>	ジャパン・ホテル・リート投資法人
<b>【代表者の役職氏名】</b>	執行役員 増田 要
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート
<b>【事務連絡者氏名】</b>	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役財務企画本部長 花村 誠
<b>【電話番号】</b>	03-6422-0530
<b>【届出の対象とした募集 内国投資証券に係る投資 法人の名称】</b>	ジャパン・ホテル・リート投資法人
<b>【届出の対象とした募集 内国投資証券の形態及び 金額】</b>	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 4,150,184,500円 <small>(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</small>
<b>安定操作に関する事項</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年9月11日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2023年9月14日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 引受け等の概要
- (15) 手取金の使途

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について
  - (2) 海外販売に係る発行数（海外販売投資口数）
  - (3) 海外販売に係る発行価格
  - (4) 海外販売に係る発行価額の総額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2023年9月14日（木）となりましたので、一般募集の申込期間は「2023年9月15日（金）」、申込証拠金の入金期間は「2023年9月15日（金）から2023年9月19日（火）まで」、払込期日は「2023年9月21日（木）」、受渡期日は「2023年9月22日（金）」となります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### (3)【発行数】

##### (訂正前)

170,000口

(注1) 一般募集においては、発行投資口数170,000口のうちの一部分が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、本書の日付現在における、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売投資口数」といいます。）の上限口数（一般募集における発行投資口の全口数）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売投資口数」といいます。）は未定です。なお、国内販売投資口数（発行数）及び海外販売投資口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」で定義します。以下同じです。）に決定されます。ただし、本投資法人が既に発行した本投資口及び一般募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集（販売）される本投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

海外販売の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(後 略)

##### (訂正後)

59,500口

(注1) 一般募集においては、発行投資口数170,000口のうちの一部分が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されます。上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売投資口数」といいます。）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売投資口数」といいます。）は110,500口です。

海外販売の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(後 略)

#### (4)【発行価額の総額】

##### (訂正前)

12,196,000,000円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、2023年8月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として、本書の日付現在における、国内販売投資口数の上限口数（一般募集における発行投資口の全口数）に基づき算出した見込額です。

##### (訂正後)

4,150,184,500円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額であり、国内販売投資口数（発行数）に係るものです。

#### (5)【発行価格】

##### (訂正前)

未定

(注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、需要状況等を勘案した上で決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売投資口数）、海外販売投資口数、発行価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、国内販売における手取金及び海外販売における手取金をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <https://www.jhrth.co.jp/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注2) 2023年9月14日（木）から2023年9月19日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資口1口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(訂正後)

1口あたり72,030円

(注1) 発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行数(国内販売投資口数)、海外販売投資口数、発行価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、国内販売における手取金及び海外販売における手取金をいいます。以下同じです。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、2023年9月15日(金)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト([URL] https://www.jhrth.co.jp/)(以下「新聞等」といいます。)において公表します。

(注2) 後記「(13) 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注2)の全文削除及び(注3)の番号変更

(13) 【引受け等の概要】

(訂正前)

以下に記載する引受人は、2023年9月14日(木)から2023年9月19日(火)までの間のいずれの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
合計	—	<u>170,000口</u>

(中略)

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計(発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受投資口数の合計は、本書の日付現在における、国内販売投資口数(発行数)の上限口数(一般募集における発行投資口の全口数)に係るものです。

(訂正後)

以下に記載する引受人は、2023年9月14日(木)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定された発行価額(1口当たり69,751円)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり72,030円)で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金(1口当たり2,279円)とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>29,750口</u>
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>19,040口</u>
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>10,710口</u>
合計	—	<u>59,500口</u>

(中略)

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計(発行数)は、国内販売投資口数(発行数)に係るものです。

## (15) 【手取金の使途】

### (訂正前)

国内販売における手取金12,196,000,000円については、海外販売における手取金(未定)と併せて、本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）である「ラ・ジェント・ステイ札幌大通」、「オリエンタルホテル京都 六条」及び「ホテル オリエンタル エクスプレス 福岡中洲川端」（注1）（以下総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

本募集における手取金に残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

(中 略)

(注3) 上記の手取金は、2023年8月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、本書の日付現在における、国内販売投資口数の上限口数（一般募集における発行投資口の全口数）に係るものです。

### (訂正後)

国内販売における手取金4,150,184,500円については、海外販売における手取金7,707,485,500円と併せて、本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）である「ラ・ジェント・ステイ札幌大通」、「オリエンタルホテル京都 六条」及び「ホテル オリエンタル エクスプレス 福岡中洲川端」（注1）（以下総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

本募集における手取金に残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

(中 略)

(注3) の全文削除

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

#### (訂正前)

一般募集に係る発行投資口数170,000口のうち一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は、次のとおりです。

#### (訂正後)

一般募集に係る発行投資口数170,000口のうち一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されます。かかる海外販売の内容は、次のとおりです。

### (2) 海外販売に係る発行数（海外販売投資口数）

#### (訂正前)

未定

(注) 海外販売投資口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

#### (訂正後)

110,500口

(注)の全文削除

### (3) 海外販売に係る発行価格

#### (訂正前)

未定

(注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として受け取る金額）を決定します。

(注2) 海外販売に係る発行価格及び発行価額は、それぞれ前記「第1 国内投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）（5）発行価格」に記載の発行価格及び発行価額と同一とします。

#### (訂正後)

1口あたり72,030円

(注) 海外販売に係る発行価格及び発行価額は、それぞれ前記「第1 国内投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）（5）発行価格」に記載の発行価格及び発行価額と同一とします。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

### (4) 海外販売に係る発行価額の総額

#### (訂正前)

未定

#### (訂正後)

7,707,485,500円